破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１９２号
札幌市豊平区月寒中央通３丁目３番14号　太田コーポＤ
破産者　三内　陽子（旧姓秋山）
１　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
２　一般調査期日　平成25年６月24日午後１時30分
平成25年５月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８４８号
大阪府枚方市渚元町20番４号
破産者　田村　秀明
１　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
２　一般調査期日　平成25年７月８日午後３時
平成25年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１０９号
大阪府茨木市桑田町23番17号の６
破産者　小松　隆洋
１　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
２　一般調査期日　平成25年７月16日午後３時
平成25年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３２号
群馬県富岡市黒川1145番地４
破産者　今井　　進
１　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
２　一般調査期日　平成25年７月10日午前11時10分
平成25年５月２日　前橋地方裁判所高崎支部

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第８２２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南１丁目８番地の２
破産者　及川　　勉
特別調査期日　平成25年７月16日午前10時20分
平成25年５月８日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１３号
宮崎県串間市大字西方7311番地
破産者　有限会社原金物店
異議申述期間　平成25年７月９日まで
平成25年５月８日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２号
東京都東久留米市神宝町１丁目12番26号
清算株式会社　株式会社新倉鉄工所
代表清算人　新倉　健司
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

監督命令

平成２５年（再）第１号
三重県鈴鹿市深溝町2898番地の１
再生債務者　中央集合住宅工事株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　三重県津市中央１番１号　三重会館５階　なぎさ法律事務所　弁護士　村瀬　勝彦
平成25年５月７日　津地方裁判所

再生手続開始

平成２５年（再）第５号
大阪市西区江戸堀１丁目８番22号
再生債務者　株式会社山本友綿行
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年８月１日から平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第１８号
大阪府箕面市温泉町１番１号
再生債務者　大阪観光株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が無償取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の再生債務者の発行済株式の全て（72万株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画の認可決定の確定後、最初に行う募集株式発行の効力が発生する日
３　減少する資本金の額　２億4400万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画の認可決定の確定後、最初に行う募集株式発行の効力が発生する日
５　募集株式の数　普通株式400株
６　募集株式の払込金額　普通株式１株につき５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定が確定した日の属する月の翌月末日の前日
８　増加する資本金の額　1000万円
９　増加する資本準備金の額　1000万円
平成25年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２４年（再）第２号
岐阜市鏡島精華１丁目３番11号
再生債務者　合資会社松井八五郎商店
１　決議に付する計画案　平成25年３月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成25年６月４日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年５月28日
平成25年５月７日　岐阜地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
三重県いなべ市員弁町笠田新田524番地の１
再生債務者　有限会社吉金鉄工所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過している。
平成25年５月１日　津地方裁判所四日市支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１７７号
愛知県小牧市大字西之島650番地３
再生債務者　石紺こと　今野　　学
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２０９号
名古屋市名東区高社１丁目57番地　イースタンヒルズ一社206号
再生債務者　増田　義明
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第４４号
名古屋市名東区上社２丁目115番地　シャンドォール上社102号
再生債務者　坪井　孝司
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第５１号
名古屋市天白区元植田１丁目2101番地　グレイス植田217号
再生債務者　岸　　裕之
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部